

○岡山市子育て広場運営補助金交付要綱の特例を定める要綱

令和3年4月1日

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための特例)

第1条 岡山市子育て広場運営補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条第1項に規定する補助事業者（以下「補助事業者」という。）が新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため子育て広場を開設しない場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、第3条第3号及び第4号の規定にかかわらず、同条第1号及び第2号の要件を満たす事業を補助事業とする。

2 前項の規定に該当するときは、要綱第5条第3号の規定にかかわらず、備品及び消耗品の購入費については、次の表の左欄に掲げる回数の区分に応じ、同表右欄に掲げる金額をもって同号に掲げる金額とする。

開設回数（年間）	金額（年額）
20回以上	30,000円
10回以上20回未満	20,000円
10回未満	10,000円

3 第1項の規定に該当するときは、要綱第5条第4号の規定にかかわらず、光熱水費等施設を利用するために必要な経費については、次の表の左欄に掲げる回数の区分に応じ、同表右欄に掲げる金額をもって同号に掲げる金額とする。

開設回数（年間）	金額（年額）
20回以上	30,000円
10回以上20回未満	20,000円
10回未満	10,000円

(施設整備による特例)

第2条 補助事業者が子育て広場の拠点となる施設の整備により子育て広場を開設できない場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、要綱第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件を満たす事業を補助事業とする。

(1) 地域住民によって構成される運営委員会により運営されていること。

(2) 市長が特に認める施設の空きスペース等に、子育て広場の拠点となる施設及び設備が確保されていること。

2 前項の規定に該当するときは、要綱第5条第3号の規定にかかわらず、備品及び消耗品の購入費については、次の表の左欄に掲げる回数の区分に応じ、同表右欄に掲げる金額をもって同号に掲げる金額とする。

開設回数（年間）	金額（年額）
20回以上	30,000円
10回以上20回未満	20,000円
10回未満	10,000円

3 第1項の規定に該当するときは、要綱第5条第4号の規定にかかわらず、光熱水費等施設を利用するために必要な経費については、次の表の左欄に掲げる回数の区分に応じ、同表右欄に掲げる金額をもって同号に掲げる金額とする。

開設回数（年間）	金額（年額）
20回以上	30,000円
10回以上20回未満	20,000円
10回未満	10,000円

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後の申請から適用する。